



作成日 2011/04/20
改訂日 2018/04/01

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ASガードモルタル 主剤S(GHS)
製品コード	CE-F02-1220
供給者の会社名称	宇部興産建材株式会社
住所	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
電話番号	03-5419-6206
FAX番号	03-5419-6265

2. 危険有害性の要約 GHS分類

健康有害性	皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2 皮膚感作性 区分1 発がん性 区分2
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分1 水生環境有害性(長期間) 区分1 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	警告
危険有害性情報	H315 皮膚刺激 H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ H319 強い眼刺激 H351 発がんのおそれの疑い H400 水生生物に非常に強い毒性 H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性
注意書き 予防策	眼、皮膚、衣類に付けないこと。(P262) 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280) 換気の良い場所で使用すること
対応	気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けること。(P314) 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313) 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
保管	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
ビスフェノールAエポキシ樹脂	70～80%	不明	(7)-1283	公表	25068-38-6
酸化チタン(IV)	1.0～10%	TiO ₂	(1)-558	公表	13463-67-7
シリカ	1.0～10%	SiO ₂		公表	
その他	10～20%	不明			

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び酸化チタン(IV)(法令指定番号:191)有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

皮膚に付着した場合

多量の水と石鹼で洗うこと。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

水と石鹼で洗うこと。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

医師の診断、手当てを受けること。

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

医師の診断、手当てを受けること。

5. 火災時の措置

消火剤

泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂

特有の消火方法

関係以外は安全な場所に退去させる。

消火を行う者の保護

消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

区域より退避させること。

環境に対する注意事項

適切な保護具を着用する。

漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

不活性の物質(乾燥砂、土など)に吸収させて、容器に回収する。

二次災害の防止策

漏洩物を回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策	粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
	安全取扱注意事項	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 保護手袋/保護眼鏡/顔面保護具を着用する。 指定された個人用保護具を使用すること 換気の良い場所で取り扱うこと。
保管	安全な保管条件	国又は都道府県の規則に従って保管すること。
	安全な容器包装材	容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 最初の容器内でのみ保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
二酸化チタン	未設定	(第2種粉塵)吸入性粉塵: 1mg/m ³ 、総粉塵: 4mg/m ³	TWA: 10mg/m ³
シリカ	3mg/m ³	(第3種粉塵)吸入性粉塵: 2mg/m ³ 、総粉塵:	TWA: 3mg/m ³ (respirable)、10mg/m ³

設備対策 保護具	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	適切な換気のある場所で行う。 呼吸器保護具を着用すること。 保護手袋を着用すること。 保護眼鏡/顔面保護具を着用する。 適切な保護衣を着用すること。
-------------	-----------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態 形状 色	その他 ペースト 灰色 特異臭
臭い		データなし
臭いのしきい(閾)値		データなし
pH		データなし
融点・凝固点		データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲		データなし
引火点		データなし
蒸発速度		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限 上限	データなし データなし
蒸気圧		データなし
蒸気密度		データなし
比重(密度)		1.4
溶解度		水に不溶
n-オクタノール/水分配 係数		データなし
自然発火温度		データなし
分解温度		データなし
粘度(粘性率)		40000mpas
動粘性率		データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	通常の保管条件/取り扱いにおいて安定である。
危険有害反応可能性	データなし
避けるべき条件	データなし
混触危険物質	酸、塩基、酸化性物質、還元性物質。
危険有害な分解生成物	データなし

11. 有害性情報

ビスフェノールAエポキシ樹脂として

急性毒性(経口)	ラットLD50=11,400 mg/kg
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギ: 中等度の刺激性
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	ウサギ: 中等度の刺激性
呼吸器感受性	EU GHS分類: Skin Sens.1, DSD分類: R43
皮膚感受性	EU GHS分類: Skin Sens.1, DSD分類: R43
生殖細胞変異原性	経世代変異原性試験(優性致死試験): 陰性
	生殖細胞in vivo変異原性試験(染色体異常試験): 陰性
	体細胞in vivo変異原性試験(小核試験、染色体異常試験): 陰性
生殖毒性	生殖毒性試験、催奇形性試験のいずれにおいても、親動物へ毒性がみられる用量で生殖及び発生への影響はみられていない。

二酸化チタンとして

急性毒性(経口)	ラットLD50: > 20000mg/kg
急性毒性(経皮)	ウサギLD50: > 10000mg/kg
急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト)	ラットLC50: > 6.82mg/L/4h
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギ: slightly irritating
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	ウサギ: mild
呼吸器感受性	皮膚感受性: ヒトのパッチテストで陰性
皮膚感受性	皮膚感受性: ヒトのパッチテストで陰性
生殖細胞変異原性	マウスin vivo小核試験: 陰性
	マウス染色体異常試験: 陰性
発がん性	IARC: グループ3, ACGIH: A4
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ヒュームは気道を刺激する

職業暴露で塵肺症の報告がある

シリカとして

急性毒性(経口)	ラット LD50: > 5000mg/kg
急性毒性(経皮)	ラット LD50: > 5000mg/kg
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	通常の状態では刺激性はない。
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	刺激性はない。
生殖細胞変異原性	エームス試験: 陰性
	ラット染色体異常試験: 陰性
発がん性	IARC グループ3(ヒトに対する発がん性については分類できない)

12. 環境影響情報

ビスフェノールAエポキシ樹脂として

水生環境有害性(長期間)

EU GHS分類: Aquatic Chronic 2, DSD分類: N; R51-53

シリカとして

水生環境有害性(急性)

魚類(Brachydanio rerio) 96h-LC50: >10000mg/L
甲殻類(Ceriodaphnia dubia) 48h-EC50: >7600mg/L
藻類(Selenastrum capricornutum) 72h-EC50: 440mg/L

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う。

UN No.

3082

Proper Shipping Name

ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S.

Class

9

Packing Group

III

Marine Pollutant

Not applicable

Transport in bulk according to MARPOL

Not applicable

73/78, Annex II, and the IBC code

航空規制情報

ICAO/IATAの規定に従う。

UN No.

3082

Proper Shipping Name

ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S.

Class

9

Packing Group

III

陸上規制

該当しない

国内規制

海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

国連番号

3082

品名

環境有害物質(液体)

国連分類

9

容器等級

III

海洋汚染物質

非該当

MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸

非該当

送される液体物質

航空規制情報

航空法の規定に従う。

国連番号

3082

品名

環境有害物質(液体)

国連分類

9

緊急時応急措置指針番号	等級	Ⅲ 171
15. 適用法令		
化審法 労働安全衛生法		優先評価化学物質(法第2条第5項) 変異原性が認められた既存化学物質(法第57条の5、労働基準局長通達) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
消防法 海洋汚染防止法		指定可燃物、可燃性固体類 有害でない物質(施行令別表第1の2) 有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法 船舶安全法 航空法		輸出貿易管理令別表第1の16の項 有害性物質(危規則第3条危険物告示別表第1) その他の有害物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
特定有害廃棄物輸出入 規制法(バーゼル法) 労働基準法		廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号) 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) 感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号)
じん肺法		法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業
16. その他の情報 記載内容の取扱い		記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常の手取扱いを対象としたものですので、特別な手取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。